

## 「新温泉町生活応援クーポン券事業」取扱登録事業者募集！

新型コロナウイルス感染症の影響により、町民生活支援と町内事業者の景気回復策の一環として町民へクーポン券を交付する事業を行います。

取扱登録事業者を下記の「実施要領」のとおり募集いたしますので、ご希望の事業者は、別紙の取扱登録申込書（様式1号）を新温泉町商工会へ提出して下さい。

**本事業は現在実施中の新温泉町出生祝品贈呈事業（通称：新温泉町はっぴ〜べいび〜ちけつ）も兼ねることから、登録済み事業者の申込は不要です。**

### 「新温泉町生活応援クーポン券事業」実施要領

1. 名 称	新温泉町生活応援クーポン券
2. 事業主体	新温泉町（新温泉町商工会は換金等を受託）
3. 利用期間	令和4年8月1日（月）から令和5年1月31日（火）
4. 内 容	①令和4年6月1日時点において、新温泉町の住民基本台帳に記録されている住人に一人当たり5,000円のクーポン券を交付。 ②額面500円のクーポン券を10枚で1セット。
5. クーポン券の交付	新温泉町から交付対象者へ引換券を郵送し、町内で設定された場所もしくは役場本支所庁舎でクーポン券を交付する。
6. 取扱登録事業者	新温泉町内に事業所を有し、本事業の趣旨に賛同する事業者。
7. 申込方法	取扱登録を希望する事業者は、別紙「取扱登録申込書（様式1号）」にて本会浜坂本所又は温泉支所に申し込むものとする。
8. 事業者負担	事業者負担なし。
9. 回収商品券の換金方法	①本会は事業者の請求を受けた後、事業者が登録した金融機関へ指定期日に送金する。尚、金融機関休業日の場合は翌営業日とする。 ・毎月10日までに請求されたクーポン券は、15日に支払いをする。 ・毎月25日までに請求されたクーポン券は、月末に支払いをする。 ②事業者は、回収したクーポン券は指定箇所に記名し、別紙「換金請求書（様式2号）」を添付し本会に請求する。
10. 利用者へのPR	①事業者「新温泉町生活応援クーポン券」の登録店舗証を配付する。 ②利用者に登録店舗を周知する。
11. 取扱登録申込期間	随時受付とするが、新温泉町出生祝品贈呈事業に登録済みの事業者以外で、登録店舗一覧へ掲載を希望する場合は、 <u>令和4年5月31日（火）</u> までに申し込みを行う。（期限厳守）
12. そ の 他	①本事業もしくは新温泉町出生祝品贈呈事業のどちらか一方のみの登録はできない。 ②新温泉町出生祝品贈呈事業の詳細に関しては申込時に説明。